

障害者基本法の改正に関する規定ぶりイメージ素案(各則関係部分)【たたき台】 への意見

構成員 久松 三二

1. 司法手続

<規定ぶりイメージ>

司法手続

国及び地方公共団体は、司法に係る手続（犯罪捜査の段階における手続を含む。）において、障害者がその特性に応じた必要かつ適切な意思疎通の手段を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該手続に係る関係職員に対し障害者についての理解を深めるために必要な研修その他の措置を講じなければならないこと。
(新設)

【検討・精査を要するポイント】

- ・「司法に係る手続」の範囲
- ・「必要かつ適切な意思疎通の手段が確保されるための必要な措置」の具体的な内容
- ・「障害者についての理解を深めるために必要な研修その他の措置」の具体的な内容

(1) 基本的な考え方

聴覚障害者の中には、手話を第一の自然言語又は最も自然なコミュニケーション手段とする人々も多い。このような人々に対する各種権利の告知や、取調、供述の際には、手話通訳者を保障することが必要条件である。しかしながら、現行の司法手続においては手話通訳者を権利として保障する規定がなく、聴覚障害者に対する手続上の配慮はきわめて不十分である。

また、現行の刑事訴訟手続、民事訴訟手続においては、通訳人の費用は「訴訟費用」に含まれられており、当事者負担が原則とされている。当事者負担を課することは、司法に対するアクセスを阻害するものである。

さらに、手話通訳者を保障することはあくまでも最小の必要条件であって、十分条件ではない。手話通訳者の保障をした上で、さらに、手話通訳が円滑にでき、聴覚障害者が十分に手続内容を理解できるように、司法関係者において、聴覚障害者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、聴覚障害者が発言できる機会を十分に保障する等の合理的配慮が求められる。

内閣府 障がい者制度改革推進会議担当室 御中

2010年11月8日

構成員 久松 三二

財団法人 全日本ろうあ連盟

障害者基本法改正における意見及び要望書

わが国の障害者制度改革にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。また担当室におかれましては日夜遅くまでご奮闘されておられることお疲れ様でございます。

表記の件につき、今般、制度改革推進会議にて障害者基本法の改正の総則及び各論についてご検討されておられることと存じます。私ども全日本ろうあ連盟（以下、連盟と略す）は、昭和22年（1947年）の創立以来63年もの間、聴覚障害者の言語である「手話」や聴覚障害者の人権を守り、その啓発や普及に最大限の努力をし、さらに、障害者の運転免許取得制限の撤廃、旧民法11条（準禁治産者）の欠格条項撤廃、障害者の職業選択の自由を制限する差別条項の撤廃の運動を推進し、聴覚障害者のみならず多くの障害者の社会参加の促進に多くの労力を注いできました。また、聴覚障害と他の障害を併せ持つ重複障害者の生活保障、就労保障にも取り組んでまいりました。

しかし今なお、教育の場において手話を言語として獲得する環境が不十分であり、また成人ろう者においても、手話を言語として使用し、情報にアクセスするためには多くの障壁が存在しております。そこで、聴覚障害者等の社会参加を推進するためには、言語である手話を使用する環境整備、手話通訳者・要約筆記者等の養成・派遣・設置等の制度化、音声情報の字幕化等の情報バリアフリー・情報アクセス、コミュニケーション保障が欠かせません。**手話を言語に含むこと、情報アクセスを権利として保障すること、コミュニケーションを権利として保障することの規定を障害者基本法の総則において明確に記載され、各論においても具体的に条文化されることが必要であります。**このことは連盟や多くの聴覚障害者の永年の願いでもあり、全国で一万人以上いると言われている手話通訳者も強く望んでいることでもあります。

さらに、閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」は、第一次意見を踏まえており、第一次意見においてまとめられた**「これまで、手話、点字、要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかったため、それらの明確な定義を伴う法制度が求められる。」**ことを尊重しその実現が強く求められるところでありますので、是非とも現在、見直しを検討されている障害者基本法にて、明確な定義を伴う記述が盛り込まれることを強く要望します。

別紙

- (1) 第一次意見と言語、情報及びコミュニケーション保障について
- (2) 世界ろう連盟理事長書簡

ヒアリング項目に対する意見書

【府省名：厚生労働省】

ヒアリング項目

【ヒアリング項目】1. 障害者のスポーツに関する施策の基本理念と内容

(1) 貴省において、障害者スポーツの振興に係る施策を所管しているが、施策推進に当たっての基本理念及び主要な課題について、御教示いただきたい。

(2) 障害者スポーツの振興に関する厚生労働省の施策について、その具体的な内容や取組状況を御教示いただきたい。

回答

○ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条において、「国及び地方公共団体は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようするため、施設、設備その他の諸条件の整備、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」とされている。

○ 障害者スポーツについては、昭和39年の東京オリンピックでのパラリンピック開催の決定を契機に、旧厚生省において、身体障害者スポーツの振興を積極的に推進することが全国に通知され、これを受けて、広く身体障害者のスポーツ大会が開催されるようになり、昭和40年から「全国身体障害者スポーツ大会」を開催するようになったものである。

その後、知的障害者や精神障害者も一体として競技に参加するようになるとともに、障害者のスポーツに対する国民各層の理解と関心は年々高まりを見せているところである。

○ このような中、障害者スポーツを更に発展させていくためには、

① 世界的にトップアスリートの競技レベルが向上する中、国内のトップアスリートの競技レベルの向上、

② 障害者が広くスポーツに参加できる機会の確保等を進めていくことが必要である。

○ 厚生労働省においては、従来より障害者のリハビリテーションや健康増進、社会参加の促進、障害者に対する国民の理解を促進するために、以下のような事業を実施し、障害者スポーツの振興を図っている。

(主な事業)

① 全国障害者スポーツ大会の開催

毎年、国民体育大会の直後に全国障害者スポーツ大会を開催。

(全国障害者スポーツ大会開催事業)

(参考)

平成13年度からは、これまで別々に開催されていた「全国知的障害者スポーツ大会（平成4年から開催）」と「全国身体障害者スポーツ大会（昭和40年から開催）」を統合して実施。

【平成22年度予算額】 55百万円

② 総合国際競技大会への選手派遣及び指定強化

パラリンピックやデフリンピックへの選手団の派遣やメダル獲得に向けたトップレベル競技者に対して活動費等を助成。

(総合国際競技大会派遣等事業、総合国際競技大会指定強化事業)

【平成22年度予算額】

・総合国際競技大会派遣等事業：84百万円

・総合国際競技大会指定強化事業：120百万円

※ 総合国際競技大会指定強化事業については、平成23年度予算において360百万円を概算要求

③ 障害者スポーツの裾野を広げる取組み

・普及・啓発、情報収集・提供等。

・障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するとともに障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催。

・民間の創意工夫ある活動や地域に密着した活動に対する助成。

(障害者スポーツ振興事業、地域生活支援事業、社会福祉振興助成事業)

【平成22年度予算額】

・障害者スポーツ振興事業：57百万円

・スポーツ・レクリエーション教室開催事業：地域生活支援事業440億円の内数

・障害者スポーツ支援事業：社会福祉振興助成事業3,047百万円の内数

・一般の公立体育館等のバリアフリー化や備品の整備。

(障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（基金事業）)

【障害者自立支援対策臨時特例交付金額】

・障害者自立支援対策臨時特例交付金855億円（20年度補正～24年度）の内数

ヒアリング項目

【ヒアリング項目】2. 障害者スポーツ施策と一般スポーツ施策との関係

(1) スポーツ振興に関しては、障害者スポーツは厚生労働省が所管、一般施策は文部科学省が所管している。こうした中、一般スポーツ施策と障害者スポーツ施策との間には、社会的な認知や理解、競技環境の整備状況等において格差があるため、こうした格差を解消すべきとの意見があるが、そのための方法についてお考えがあれば御教示いただきたい。

回答

【結論】

- 障害者スポーツをより発展的に振興していくためには、文部科学省と厚生労働省の連携が必要であることから、平成13年度より両省による「障害者スポーツ施策連携協議会」を毎年開催し、障害者スポーツについての情報や意見交換を行う等連携を図っているところである。
- また、近年、北京パラリンピック競技大会やバンクーバー冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、我が国の選手も活躍しているところであるが、オリンピック選手に比べパラリンピック選手への支援が十分ではないとのご意見もあることなどを踏まえ、平成23年度予算概算要求において、競技選手に対する強化活動の支援の充実を図っているところである。

(総合国際競技大会指定強化事業 22年度予算 1.2億円
23年度概算要求額 3.6億円)

- なお、本年8月に文部科学省においてとりまとめられた「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日文部科学大臣）において、『ナショナルトレーニングセンターの在り方の検討』や『障害者スポーツとの連携強化』、『総合的なスポーツ行政体制の検討』などが打ち出されており、今後両省で連携しながら検討を進めることとしている。

(参考)

「スポーツ立国戦略」

- ・ナショナルトレーニングセンターの在り方の検討

今後のナショナルトレーニングセンターの在り方（競技別強化拠点の集約化、海外拠点の設置、新たなセンターの設置、冬季競技に関する国民体育大会施設の拠点化、パラリンピアンの利用等）について、それぞれのメリット、デメリット、実現可能性等について、財団法人日本体育協会（日体協）、財団法人日本オリンピック委員会（JOC：Japanese Olympic Committee）、N F等の意向も踏まえながら検討する。

- ・障害者スポーツとの連携強化

パラリンピックなどの競技性の高い障害者スポーツについて、将来的なオリンピックなどのトップスポーツとの一体的支援を見据え、厚生労働省と連携しつつ、障害者スポーツに関するスポーツ医・科学研究を推進するとともに、強化拠点の在り方についても検討を行う。

- ・総合的なスポーツ行政体制の検討

現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策を実行するため、関係省庁が相互連携する連絡会議を新設する。

第一次意見と言語、情報およびコミュニケーション保障について

視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者などの障害者の完全な社会参加を実現し、真に自立した生活を営むうえで重要なのは、「情報とコミュニケーション」のバリアフリー問題である。この「情報とコミュニケーション」の言葉が、第一次意見に盛り込まれました。

「言語・コミュニケーション保障」では、「これまで、手話、点字、要約筆記、指点字等を含めた多様な言語の選択やコミュニケーションの手段を保障することの重要性及び必要性は省みられることが少なかったため、それらの明確な定義を伴う法制度が求められる。」と記載されている。また、「情報アクセス・コミュニケーション保障」でも、「国及び地方公共団体は、障害者が選択するコミュニケーション手段を使用することができるよう必要な施策を講じなければならない。」とまとめています。

これまでの国や地方公共団体の施策は、障害者自立支援法の下でコミュニケーション支援事業が市町村の必須事業として位置づけられているものの、手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業、要約筆記者派遣事業の三つの事業のうち一つでも実施していればコミュニケーション支援事業を実施したことになるので、全国の市町村において未実施の事業が多く地域格差問題の代表的な事例としてこれまでにも度々指摘されている。また予算措置でも、コミュニケーション支援事業の総額が移動支援事業の総額の十分の一程度という地域が多く十分な予算措置がとれていない状況にある。国や地方公共団体においてコミュニケーション支援事業への理解が絶対的に不足している中、第一次意見にて権利として保障すること、法制度として整備すること、義務として必要な施策を講じることをとりまとめ提言したことの意義は極めて大きく画期的なことあります。

多様な言語、コミュニケーションについて

欧州や米州では「公用語」あるいは「言語」はなじみのある言葉として定着しているが、日本では、学校で日本語は国語として、日本は单一民族国家として教えられていたのになじみがない。欧米諸国は国内に多くの民族語があり公用語政策をとっていて、手話も公用語の一つとして法制度を整備している国が多い。障害者権利条約の立役者であるドン・マッケイ元議長が、自身の出身国であるニュージーランドの障害者制度の特徴を「手話言語法（2006年制定）」であると明言したように、その国の障害者施策を語るうえで手話言語法の制定を大きな特徴としてあげることができる。日本ではろう学校が「口話法」を採用し「手話」を排除したために、「手話」は「手真似（てまね）」と呼ばれ蔑まれていた時代が長く続いた。手話を言語として認知し国語（日本語）と同じように法制度（公用語政策）

を整備することが今後の大きな課題になります。

なお、わが国における手話の普及についてですが、昭和44年に「私たちの手話（1）」を刊行してから「新しい手話」を含めて今日に至るまで200万部近く普及しております。また、民間の出版社から刊行している手話の本も相当な数になります。手話辞典も代表的なもので「手指法辞典（昭和63年発行）」「新・手話辞典（平成4年発行）」「日本語一手話辞典（平成6年発行）」「手話－日本語辞典（平成7年発行）」があげられます。特に「日本語一手話辞典（平成7年発行）」は「辞書としての完成度が高く辞書の最高賞である「新村賞」を受賞しています。また、昭和45年に始まった厚生省の「手話奉仕員養成事業」は、現在、全国の市町村の手話講習会で約5万人が受講している状況です。NHKの「みんなの手話」は今から20年前に開始され何万人という手話を学ぶ人が視聴しているNHK教育テレビの中でも人気のある番組になっています。このように手話は多くの国民に認知されており、言語としての法制度制定を推進するに十分に備えている状況にあると言えます。

コミュニケーションについても障害者権利条約での政府仮訳では「意思疎通」と訳されていますが、意思の伝達という狭い意味ではなく、本来は意思の伝え合い、双方向性という性格をもつものです。この特徴を理解しないと、手話通訳はろう者を支援するために必要なのではなく、ろう者とコミュニケーションをする相手にも必要なとの意識を持つことが難しい状況にあります。欧米ではその特徴をよく理解しているので、裁判所、病院、学校など公的機関にて手話通訳を配置することが当然のこととして整備されています。

また、耳が聞こえにくい人のコミュニケーション手段は、その聞こえの度合い、聞こえにくくなつた時期によって様々であること、目が見えにくい人も同様に、見えなくなつた時期、見え方の度合いによって点字、拡大文字、あるいは拡大機器を必要とするのか様々である。ろう者に至っては、ろう者一人ひとりによってコミュニケーション手段のニーズが異なることを理解している人は少ない状況です。

このように、多様な言語、多様なコミュニケーションがあり、それを必要とする人がいることを理解することは、権利として保障し、法制度として整備し、義務として必要な施策を講じることを進める上で大切なことです。

第二次意見への期待と私たちの運動

今後、障害者基本法の総則にて、障害者権利条約にあるように言語やコミュニケーションの定義を盛り込み、自ら必要とする言語やコミュニケーション手段を選択できないことは合理的配慮をしないこと、すなわち「差別」であることを明記することが必要であります。

障害者基本法、差別禁止法を含めた法制度を整備する際に、ろう者、難聴者、中途失聴者の場合に限れば、

- (1) 手話の言語定義化、日本語と同等の地位（公用語）の獲得
- (2) あらゆる生活の場で使用するコミュニケーション手段を定義化
- (3) 言語およびコミュニケーション手段の選択権
- (4) 言語およびコミュニケーションの形態、手段、様式による情報の保障と、政治、司法、選挙、医療、生活、教育、放送等あらゆる場面での必要な情報およびコミュニケーションの保障
- (5) 通訳士（手話・筆記）資格の国家資格への格上げ
- (6) 専門性が求められる分野での通訳業務は通訳士（手話・筆記）の独占的業務
- (7) 市町村レベルでの通訳養成、通訳派遣、通訳設置の義務化
- (8) 手話言語文化の研究・保存・啓発活動

などが反映されることを期待したいと思います。

情報・コミュニケーション、言語に関する法制度を整備することは、ろう者や難聴者、盲ろう者だけでなく、視覚障害者、知的障害者や発達障害者等あらゆる障害者にも必要です。障害者権利条約に明記されている情報アクセス権や平等に情報サービスを受ける権利は、障害者全体の権利として広く認知されなければなりません。わかりやすく伝える、わかりやすい言葉を用いる、図記号を使用してコミュニケーションの円滑化を図ることも情報提供に必要なことであり、国民の権利として認識されるようにしなければならないと思います。そのためには第二次意見に向けて積極的に提言することはもちろんのこと、広く国民に理解してもらう必要があり障害をもつ当事者である私たちも運動の力で啓発活動を推進していくことが大切であります。障がい者制度改革は国民の理解、協力があって大きく推進し実現できるものと確信いたします。

(全日本ろうあ連盟による訳)



Legal Seat - Helsinki, Finland

WORLD FEDERATION OF THE DEAF

An International Non-Governmental Organisation in official liaison with ECOSOC, UNESCO, ILO, WHO and the Council of Europe

PO Box 65, 00401 Helsinki, FINLAND
FAX: +358 9 580 3572
www.wfdeaf.org

President

MARKKU JOKINEN
Email: wfd@kl-deaf.fi

2010年11月5日

障害者制度改革推進会議の皆様

世界中にある131のろう者協会を包括する組織として、世界ろう連盟は、「情報・コミュニケーション法（仮称）」および「手話言語法（仮称）」の2つの法律の制定に向けた、会員団体である全日本ろうあ連盟による取り組みを支持することに賛同します。この2つはどちらも、ろう者や障害者の人権の向上のために大変重要な法律です。

日本政府は、2007年9月28日、国連の障害者権利条約(CRPD)に署名しました。そして、近い将来に、この条約を批准することがほぼ確実視されています。前述の法律の制定や施行にあたって、障害者権利条約の第2条、第9条、第21条、第24条および第30条を考慮することが大事であることを強調したいと思います。皆様もご存知のように、障害者権利条約は、障害者に関する問題について議論を行う場合に、当事者団体の代表者が必要であると明言しています。全日本ろうあ連盟の代表者は、日本の障害者運動のパートナーである他の団体とともに、これらの重要な法制定のプロセスに参加する良い機会を得ていると私は確信しています。

さらに、世界ろう連盟の理事長として、この文書をもって、日本におけるろう者の人権の促進のために全日本ろうあ連盟が遂行している取り組み、また、国際や地域のレベルにおける全日本ろうあ連盟が果たしている有意義な貢献を支持することを表明します。

障害者制度改革推進会議に参加する皆様が、日本のろう者や障害者の生活と人権の質を真に向上させるこれらの法律を制定されるよう願ってやみません。

詳しい情報が必要であれば、世界的な観点からみた、手話言語の法制定やろう者のアクセシビリティに関する専門的見解を喜んで提供させていただきます。

敬具

Markku Jokinen
President
World Federation of the Deaf



Legal Seat - Helsinki, Finland

世界ろう連盟

理事長 マルク・ヨキネン

また、聴覚障害者の中には、手話も日本語も十分に習得できないまま成年に至った聴覚障害者も少なくない。このように聴覚障害者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなお聴覚障害者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないと判断される場合もある。このような場合には、すみやかに訴訟手続及び捜査を打ち切るべきである。

(2)「司法に係る手続」の範囲

捜査(参考人取調べ、実況見分、逮捕を含む)、公訴、公判、刑の執行、刑事施設全般にわたって対象とすべきである。

捜査については、参考人取調べ、実況見分といった任意の手続についても手話通訳人が必要不可欠である。例えば交通事故が発生した場合に司法警察職員が実況見分をする場合に、手話通訳人が付いた事例は全くといってよいほど無く、立ち合った聴覚障害者には発言・反論の機会が与えられず不利な実況見分となったという事例がきわめて多い。

公判においては、傍聴人の傍聴についても対象に含めるべきである。日本国憲法82条には裁判の公開が定められている。聴覚障害者が傍聴する際には手話通訳人が必要不可欠だからである。

(3)「必要かつ適切な意思疎通の手段が確保されるための必要な措置」の具体的内容

1)本人が手話通訳人を求めた場合には、即時に手話通訳人を確保できるように予算措置を講じる必要がある。

2)逮捕、勾留、取調べ等の手続の各段階で、司法警察職員、検察官、裁判官等司法機関から、聴覚障害者本人に対し、弁護人選任権の告知と同様な手続で、手話通訳人を依頼できるとの告知が必要である。

3)司法機関において、司法機関の費用により、資格の有する手話通訳人に対する研修を実施すべきである。

4)手話通訳人に係る費用はすべて公費で負担すべきである。当事者負担とすると、当事者が費用負担を恐れて手話通訳人に依頼しなくなってしまい、必要かつ適切な意思疎通手段が図れない。

(4)「障害者についての理解を深めるために必要な研修その他の措置」の具体的内容

1)聴覚障害とは何か、聴覚障害者の言語・コミュニケーション手段にはどのようなものがあるか、聴覚障害者が社会内でおかれている状況、聴覚障害者に対する教育体制の問題点、手話通訳人の役割、必要性とは何かに関する研修

2)聴覚障害者にとって理解しやすく手話通訳による伝達が容易になるような分かりやすい用語の使用、質問を簡潔にする、発話のスピードに気をつける、聴覚障害者

が発言できる機会を十分に保障する等の合理的配慮についての研修

3)聴覚障害者の中には、手話も日本語も十分に習得できないまま成年に至った聴覚障害者も少なくない。このように聴覚障害者の言語習得の程度によっては、手話通訳者を保障した上で、司法関係者において合理的配慮を尽くしてもなお聴覚障害者が司法手続を理解できず、防御権を十分に行使できないことの理解を促す研修

情報バリアフリー

<規定ぶりイメージ>

情報の利用におけるバリアフリー化

- 1 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮するとともに、とりわけ災害情報の提供の実施に際して、障害者の特性に配慮した伝達手段が確保されるよう必要な施策を講じなければならないこと。
- 3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないこと。

(現行法第19条関係)

【検討・精査をするポイント】

- ・「社会連帯の理念に基づき」の削除
- ・災害情報の提供についての規定ぶり
- ・「災害情報」の具体的な内容
- ・「障害者の特性に配慮した伝達手段」の具体的な内容

(1) 基本的な考え方

障害者権利条約第21条の条文内容との落差が大きすぎる。下位規定である国内法が上位規定よりも具体性を欠くというのは問題である。特に第21条(b)項の規定が欠けている。情報バリアフリーと言う項目であるにも関わらず、(電子)機器の利用以外の方法が記されていない。聴覚障害者の場合、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳者等の人間による情報保障の手段を明記する必要がある。「情報アクセス」「障害者の特性に応じた多様なコミュニケーションの手段の利用(受容)」を権利として保障することの明記を求めたい。

(2) 災害情報の提供についての規定ぶり

双方向の情報伝達及び意思伝達が困難な障害者が必要とする情報は災害情報だけでなくあらゆる緊急時における情報も必要である。また、災害(自然災害および人的災害)およびあらゆる緊急事態(電車や交通事故等による遅延等)が発生した場合

は、情報の提供のみにあらず、障害者との連絡がとれるように調査を行い、それぞれの障害の特性に応じた必要な支援を行うことを盛り込むこと、また、被災救援活動を行う際の必要な支援情報の提供も考慮する必要がある。

(3) 「災害情報」の具体的な内容

自然災害や人的災害など通常の生活をおくる上で重大な支障が生じる、または生命に危険が及ぼす影響のあるものあらゆる現象に関する情報をいう。また、これらの支障や、影響を回避するために必要な手段・方法などの提示、被災者や避難者への支援に関する情報などを含む。

災害情報の例：発生場所・規模・内容・今後の動向

避難ルート・場所、避難先の情報保障の有無
医療・配給等のライフライン情報、交通情報

(4) 「障害者の特性に配慮した伝達手段」の具体的な内容

単なる「伝達手段」のみでなく、最低限、障害者権利条約第2条の定義を踏まえて第21条の条文「表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス」の記載にある「手段、様式及び形態」を用いたい。また、「障害者の特性に配慮」することは、障害者権利条約第21条の「自ら選択するあらゆる形態のコミュニケーション」に積極的に対応していくことの強調が必要である。

参考 第21条 表現及び意見の自由、並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、自ら選択するあらゆる形態のコミュニケーション（第2条に定義するもの）を通じて、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、アクセシブルな形式で、かつ、異なる種類の障害に適応した機器を用いて、公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公の対話において、手話、点字、拡大・代替コミュニケーション、並びに障害のある人が自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、様式及び形態を用いることを承諾し及び容易にすること。
- (c) 公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、障害のある人のために情報及びサービスをアクセシブルかつ使用可能な形式で提供するよう勧奨すること。
- (d) マス・メディア（インターネットにより情報を提供する者を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとてアクセシブルにすることを奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

(5) 規定ぶりイイメージ3に対する意見

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の

提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないこと。

「障害者の利用の便宜を図るよう努める」ということは、情報の提供に係る役務の提供や情報通信機器の製造に至るプロセスにおいても、障害をもつ当事者の参加を求ることを必須とすることを強調したい。